

保健所長 殿

郵便番号

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

開設者

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

電話番号

検 査 結 果 の 届 出 書

医療法（昭和23年法律第205号。）第27条の規定に基づく使用許可申請を行うにあたり、「医療法第27条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成12年6月8日付け健政発第707号厚生省健康政策局長通知。以下「通知」）第二に規定する自主検査を実施しましたので届け出ます。

1	診療所名称		
2	自主検査によることができる理由（該当する項目の□を■で表示すること。）		
	<input type="checkbox"/> （1）病室，手術室又は診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容の変更 <input type="checkbox"/> （2）医療法及び医療法施行規則において規定される構造設備基準に抵触する可能性がない範囲での変更 （変更内容： ） <input type="checkbox"/> （3）開設者が変更されることに伴い，形式的に新規開設となる場合であって，何ら実質的な変更を生じない場合		
3	検査実施者	所属（役職等）	
		氏 名	
4	検査立会者	所属（役職等）	
		氏 名	
5	自主検査実施年月日		
6	検査実施項目及び検査結果（上記2の（1）に該当する場合。）		
	構造設備	検査内容	適否
			適・否
			適・否
			適・否
5	確認事項（上記2の（2）又は（3）に該当する場合。確認した事項の□を■で表示すること。）		
	<input type="checkbox"/> 検査対象となる構造設備が医療法第7条第1項若しくは第2項の許可又は医療法第8条若しくは医療法施行令第4条第3項の届出に係る内容と相違ないこと。 <input type="checkbox"/> 必要な基準を満たしていること。 <input type="checkbox"/> 実際に使用可能な状態にあること。		

【参考】

1 使用前検査における自主検査可能な構造設備

(1) 病院、収容施設を有する診療所

各科診察室・手術室（注1）・処置室・臨床検査施設・エックス線装置（注2）・調剤所・消毒施設・給食施設・給水施設・暖房施設・洗濯施設・汚物処理施設・分べん室・新生児の入浴施設・機能訓練室・談話室・食堂・浴室・集中治療室（注1・注3）・化学，細菌及び病理の検査施設・無菌状態の維持された病室（注1・注3）・診療の用に供する電気，光線，熱，蒸気又はガスに関する構造設備，放射線に関する構造設備（注1・注3），病室（注1），機械換気設備，患者の使用する屋内の直通階段，避難階段，患者が使用する廊下，消毒設備，歯科技工室，便槽その他の汚物ため，防火上必要な設備，消火用の機械又は器具

(2) 収容施設を有する助産所

収容室（注1）・収容する母子が使用する屋内の直通階段・避難階段・分べん室・防火上必要な設備・消火用の機械又は器具

（注1）構造設備の変更を伴わない場合（エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく，装置等のみの変更である場合を含む）に限り，自主検査が選択可能。

（注2）エックス線装置については，自主検査の対象であるが，これを使用する室であるエックス線診療室については，放射線に関する構造設備として扱われる。

（注3）地域医療支援病院又は特定機能病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室については，病室として用いられることから検査対象に該当する。

2 使用前検査対象外の構造設備

病理解剖室・研究室・講義室・図書室・救急用又は患者搬送用自動車・医薬品情報管理室

3 その他

- (1) 自主検査によることができる場合のうち，「医療法及び医療法施行規則において規定される構造設備基準に抵触する可能性がない範囲での変更」とは，病室内病床数の減少（工事を伴わない場合），又は診療用放射線の装置等の変更（装置等の使用室（保管室等を含む）の変更を伴わない装置等の更新又は増設）等が該当すること。
- (2) 自主検査によることができる場合でも，県知事による実地検査を選択することは可能であること。
- (3) 使用許可を行った後に構造設備の基準違反の事実が判明した場合は，医療法第24条の規定に基づく使用制限の命令等を受ける場合があるため，検査は慎重に実施すること。
- (4) MR I 検査室について
 - ア MR I 高周波利用設備許可証の写しを添付すること。
 - イ 磁場発生中等の表示をすること。
 - ウ 超伝導型MR I 装置の場合は酸素濃度モニターを設置すること。
 - エ 超伝導型MR I 装置の場合は換気システム（緊急排気装置を含む。）を装備すること。